

位置情報基盤を構成するパブリックタグ情報 共有のための標準仕様(仮称)(案)

要旨説明

平成27年9月18日

(1) 策定の目的

- ・「場所情報コード」の仕組みを基本とし、最新の位置情報サービスにも適用が可能な位置情報等を共有するために必要な事項を規定する。

※ 「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」によりとりまとめられた「オープンデータによる歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた提言」(平成27年4月17日)において「場所情報コード」などを活用した位置情報の表現の必要性が示された。

提言：4. オープンデータへの取組(歩行者移動支援サービスに必要なデータ) 抜粋

「各種データ」を地図上で表現し歩行者移動支援サービスで利用するためには「各種データ」に、GPS等で特定された位置と整合する位置情報を付与するべきであるが、例えば国土地理院が発行している世界測地系による経度緯度と高さ(建物の階数)に基づく位置情報を含む「場所情報コード」を活用するなど、位置情報はオープンなコードで統一的に表現される必要がある。日本学術会議は「国家標準識別子体系」の必要性を提言しており、位置情報の表現方法や管理方法について、日本学術会議提言を踏まえて更なる検討を進めていく必要がある。

(2) 内容の見直し

- ・ 本仕様(案)の内容は、必要に応じて適宜見直しを行う。

(3) 実証実験への適用

- ・ 平成27年度より国土交通省が実施する「高精度測位社会プロジェクト」へ適用する。
- ・ 官民間問わず、その他の位置情報関連施策においても、実施に必要な事項等を調整しつつ適用を図ることで、本仕様(案)の普及を促進する。

(1) 定義

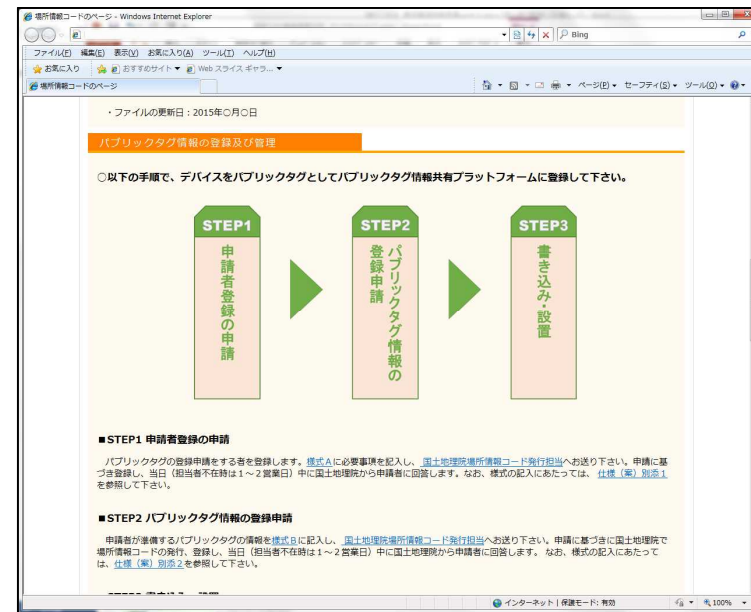
- 位置特定に利用可能なタグ。
 - > Wi-Fi、BLE、音波、可視光など、一定の範囲に信号を送信するもの。
 - > NFC、QRコードなど、格納されている情報を近距離で直接読み取るもの。
- 本仕様(案)に基づき位置情報や属性情報が標準化されたもの。
- 発信する位置情報や登録情報を、場所情報コード等をキーとして、誰でも検索や利用が可能であるもの。

(2) タグの要件

- 場所情報コードの発信、または読み出しができるものを標準とする。
- ユーザーが、タグを一意に特定できるID(タグ固有の製造番号など)の発信、または読み出しができるものも可能とする。

(1) パブリックタグ情報共有プラットフォーム(仮称)による運用

- パブリックタグ情報の登録、管理、検索、取得は、「パブリックタグ情報共有プラットフォーム(仮称)」にて運用する。
- 現在、運用中の「場所情報コード閲覧システム」を「パブリックタグ情報共有プラットフォーム(仮称)」プロトタイプとして利用する。



※ 参考資料3を参照

(1) 測定位置

タグを設置した(する)位置を測定し、登録する。

(2) 緯度、経度、高さ(階層)を用いた位置情報

- ・ 測量法第11条の規定に基づいた世界測地系による緯度・経度、及び高さ(階層)を登録する。必要に応じて標高の登録を行う。

※ 位置の絶対的な正確さ、測位の再現性、方位など測位性に関する指標の一般化、及び目的に応じた精度指標の整理について今後検討を行う。

課題

緯度、経度、高さ(階層)を用いない位置情報の取り扱い

- ・ 地物の固有名詞や図面等の局所的座標、画像など、位置を特定可能な様々な表現で登録する。

※ 位置特定に利用可能な登録方法の詳細は今後検討を行い、決定する。

(1) 申請者登録

- ・ パブリックタグの登録申請をする者を登録するための申請。
- ・ 初回のみ実施。

(2) パブリックタグ情報の登録申請

- ・ 申請者は、タグ毎の位置情報等を所定の様式で国土地理院に申請する。
- ・ 国土地理院は、場所情報コードを発行し、申請情報と共に「パブリックタグ情報共有プラットフォーム(仮称)」へ登録する。

(3) 場所情報コードの書き込み

- ・ タグに場所情報コードを書き込む場合は、ユビキタスIDセンターが定める関連仕様書に基づき行う。

(1) 情報の管理者

- ・ パブリックタグに登録する「場所情報コード」の申請者とする。

(2) 修正申請

- ・ 位置情報や属性情報の変更がある場合に行う。

(3) 停止申請(情報の公開停止)

- ・ 一時的なトラブル対応等に伴う停止など、利用の再開を前提とする場合に行う。利用を再開する場合は、再運用申請を行う。

(4) 廃止申請(コード利用の廃止)

- ・ タグの撤去、位置情報サービスの終了など、場所情報コードの発行を受けた当初の条件下で再度利用しない場合に行う。

(1) 公開

- ・ オープンデータに関する政府標準利用規約(第1.0版)に基づく国土地理院コンテンツ利用規約により提供する。

(2) 利用

- ・ 国土地理院コンテンツ利用規約に同意の上、APIの利用 又は テキストファイルのダウンロードにより情報を取得して利用する。

二次利用が可能

- ・ 誰でも、付加価値を高めた情報を付与した独自のデータベースによる提供等が可能。

(1) 基本的な考え方

- ・ パブリックタグ情報共有プラットフォーム(仮称)へのアクセス情報は、国土地理院プライバシーポリシーに基づき取り扱う。

(2) 得られる情報

- ・ IPアドレス、アクセス時刻、アクセス端末のOS、ブラウザの種類等の情報。

課題

- ・ アクセス情報の活用によるパブリックタグ情報の品質向上やパブリックタグの設置に対するインセンティブの付与について、技術的、制度的(プライバシー等)な課題の整理や検証が必要。

○申請者登録の申請情報

用 途	申請者の把握、場所情報コードの発行管理
申 請	初回のみ
記載内容	申請者(法人)名、担当者名、連絡先等
申請方法	エクセル形式の <u>様式A</u> に記入し、メールで地理院担当者へ送付

○パブリックタグの登録申請情報

用途	パブリックタグの登録
申請時期	パブリックタグとして登録する時(随時)
記載内容	<ul style="list-style-type: none">・ 場所指定情報(当面、緯度経度)・ タグの情報(種類、固有ID)・ 属性情報(名称、キーワード等)
申請方法	エクセル形式の <u>様式B</u> を記入し、メールで地理院担当者へ送付

○タグ固有ID

- ✓ 様式Bで登録するタグ固有IDは、タグ毎に以下を標準とする。
- ✓ 場所情報コードが書き込むことができ、発信または読み出しが可能な場合は、場所情報コードを利用する。

タグの種類	タグ固有ID
NFC、RFID	UID(64bit)
Wi-Fi	MACアドレス(48bit) ハイフンやコロンは含めない
BLE	MACアドレス(48bit)
iBeacon	UUID(128bit)とmajor、minor(各16bit)を連結した 文字列(140bit)
IMES	IMES送信機が発信する位置情報1(90bit)または位 置情報2(120bit)
その他のタグ	タグ毎のID(最大256bit)

○場所情報コード閲覧システムAPIによる公開情報

文字コード	UTF-8
出力形式	JSON
内 容 (最大26項目)	<ul style="list-style-type: none">・ 申請者登録の情報(申請者名、アドレスのみ)・ パブリックタグ登録申請の情報(ただし、緯度経度以外の場所表現を除く)・ 上記を除く「位置情報基盤整備のためのガイドライン」に定められた公開情報 ※
取得方法	場所情報コード閲覧システムAPIへアクセス http://ucopendb.gsi.go.jp/ucode/api/search.json? [検索条件]

システムを改造し、年内にAPI出力項目をテキストファイル(CSV)に統一する予定

※ ガイドラインに則した既存システムを利用する都合上、登録申請時に省略した項目も登録する必要があるため、実証実験用として地理院側で適宜補い登録する。

○テキストファイルによる公開情報

文字コード	Shift-JIS
出力形式	ダブルクォーテーション付CSVテキスト
内 容 (合計14項目)	<ul style="list-style-type: none">・パブリックタグ登録申請時に登録された情報・申請者名・データ作成日及び更新日
取得方法	実証実験情報提供ページ(作成中)からダウンロード
更 新	パブリックタグ情報共有プラットフォームの情報が更新された場合、上記ページに随時ファイルをアップロード